

め、「(特定動物に係るものを除く。)」を削り、同項第三号中「第二十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、第六章中同条を第二十一条とし、第三十条を第二十二条とし、第三十一条を削る。  
別表中「第二十六条」を「第十八条」に改め、特定動物飼養許可申請手数料の項及び特定動物飼養変更許可申請手数料の項を削り、抑留犬返還手数料の項の次に次のように加える。

動物取扱業登録申請手数料	一件につき	一五、〇〇〇円
動物取扱業登録更新申請手数料	一件につき	一五、〇〇〇円
特定動物飼養許可申請手数料	一件につき	一五、〇〇〇円
特定動物飼養許可事項変更許可申請手数料	一件につき	一〇、〇〇〇円

別表の備考三を同表の備考五とし、同表の備考二中「飼養の」の下に「許可に係る事項の」を加え、同表の備考二を同表の備考四とし、同表の備考一を同表の備考三とし、同表の備考一及び二として次のように加える。

- 一 動物取扱業の登録において、同一の者から同一敷地内における動物取扱業に係る複数の申請が同時にされた場合で、手数料の額の合計が三万円を超えることとなるときは、この表の規定にかかわらず、その手数料の合計の額は三万円とする。
- 二 動物取扱業の登録の更新において、同一の者から同一敷地内における動物取扱業に係る複数の申請が同時にされた場合で、手数料の額の合計が三万円を超えることとなるときは、この表の規定にかかわらず、その手数料の合計の額は三万円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、次項から附則第六項までの規定は、公布の日から施行する。  
(動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定による許可の申請に係る手数料)
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百九十号)附則第二条第一項の規定により動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十八号)附則第七項において「改正法」という。)による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)附則第七項において「新法」という。)第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする者から、手数料を徴収する。
- 3 手数料の額は、特定動物の飼養又は保管の許可の申請一件につき一万五千円とする。ただし、同一の者から同一敷地内における特定動物の飼養又は

保管に係る複数の申請が同時にされた場合で、手数料の額の合計が三万円を超えることとなる時の手数料の合計の額は、三万円とする。

4 手数料は、申請があったときに徴収する。

5 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

6 既に徴収した手数料は、還付しない。

(経過措置)

7 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の秋田県動物の愛護及び管理に関する条例第十三条第一項に規定する特定動物飼養者である者がこの条例の施行の日以後引き続き改正法附則第五条第一項の規定により新法第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を受けなくて同項に規定する特定動物の飼養又は保管を行う場合においては、その者を新法第二十八条第一項に規定する特定動物飼養者と、当該飼養又は保管のための施設を新法第二十六条第一項に規定する特定飼養施設とみなして、この条例による改正後の秋田県動物の愛護及び管理に関する条例第十三条及び第十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正)

9 市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四十五第一号中「第十九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表第二号中「第二十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同表第三号中「第二十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同表第四号中「第二十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同表第五号中「第二十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同表第六号中「第二十三条」を「第十四条」に改め、同表第七号中「第二十四条第一項」を「第十五条」に改め、同表第八号中「第二十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

秋田県の景観を守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第二十六号

秋田県の景観を守る条例の一部を改正する条例

秋田県の景観を守る条例(平成五年秋田県条例第十一号)の一部を次のように改正する。  
第九条第五号中「公団等」を「法人」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

秋田県榎森牧場条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十七号

秋田県榎森牧場条例を廃止する条例

秋田県榎森牧場条例（昭和四十八年秋田県条例第五十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県水産用機械類貸付譲渡条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十八号

秋田県水産用機械類貸付譲渡条例を廃止する条例

秋田県水産用機械類貸付譲渡条例（昭和四十六年秋田県条例第十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十九号

## 秋田県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田県計量法関係手数料等徴収条例(平成十二年秋田県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(手数料の納付先)

**第三条** 法第二十条第一項の規定により知事が定期検査を行わせることとした者(以下「指定定期検査機関」という。)が行う定期検査の申請をする者は、前条の表四の項の手数料を指定定期検査機関に納めなければならない。

**2** 法第一百七条第一項の規定により知事が計量証明検査を行わせることとした者(以下「指定計量証明検査機関」という。)が行う計量証明検査の申請をする者は、前条の表十一の項の手数料を指定計量証明検査機関に納めなければならない。

**3** 前二項の規定により指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に納められた手数料は、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の収入とする。

## 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県営田沢湖高原駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

## 秋田県条例第三十号

秋田県営田沢湖高原駐車場条例の一部を改正する条例

秋田県営田沢湖高原駐車場条例(昭和五十六年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「秋田県営田沢湖高原駐車場」の下に「(以下「駐車場」という。)」を加える。

第二条を第五条とし、第一条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

**第二条** 駐車場の管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

**第三条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 二 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し知事が必要と認める業務  
(管理の基準)

**第四条** 指定管理者は、供用時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って駐車場の管理を行わなければならない。

**附 則**

この条例は、平成十八年十一月一日から施行する。

秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県条例第三十一号**

秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例を廃止する条例

秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例(昭和三十二年秋田県条例第十二号)は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県条例第三十二号**

秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例

秋田県十和田湖公共下水道条例(平成三年秋田県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条・第二十二条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、第五章中同条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

## 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第三十三号

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例

秋田県営住宅条例(平成十四年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第三十四号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和三十九年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次の」の下に「各号の」を加え、同条第三項中「前二項に定めるもののほか、普通財産」を「普通財産(工作物を除く。)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 普通財産(工作物に限る。)は、その売払いに係る最初の一般競争入札の入札の日から三月を経過した場合は、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第三十五号

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第一号中「又はその面積」を「は一平方メートルとし、使用面積」に、「一平方メートルとして計算する」を「当該端数を一平方メートルとする」に改め、同表の備考第二号中「もつて」を「もつて」に改め、同表の備考第四号を同表の備考第五号とし、同表の備考第三号中「に満たない」を「未満である」に、「前号」を「前二号」に改め、同号を同表の備考第四号とし、同表の備考第二号の次に次の一号を加える。

三 前号の規定にかかわらず、使用時間が七時間以下であるときは、使用時間一時間につき使用期間が一日であるものとして同号の規定により計算した額を八で除して得た額として計算する。この場合において、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第三十六号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「事項」の下に「並びに同法第五十五条第一項の規定により県の教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関する事項」を加える。

第二条第一項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同条第三項中「第一項」を「、第一項」に改め、「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

第五条第一項中「の各号」を削り、同条第三項中「、前項」を「前項」に、「級」を「職務の級」に、「格付し」を「格付けし」に改める。

第六条第五項から第十項までを次のように改める。

5 職員の昇給は、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるもの（これらの職員のうち、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める職員を除く。）にあつては、三号給）とすることを標準として県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める職員を除く。）にあつては、三号給）とすることを標準として定めるものとする。

7 五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるもの（これらの職員のうち、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める職員を除く。）にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」とする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 第五項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める。

第六条第十二項を削る。

第七条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「若しくは再び勤務するに至つた場合」を「、若しくは再び勤務するに至つた場合」に改め、「、復職し若しくは再び勤務するに至つた日又は復帰した日以後において」を削り、「給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）する」を「号給を調整する」に改める。

第十二条第一項中「月の」を「、月の」に、「一給与期間につき給料月額」を「、一の給与期間につき給料の月額」に改め、同条第二項中「県の教育委員会」を「、県の教育委員会」に改め、「別に」及び「ところによる」を削る。